

## 通所型サービスAに関する変更届出等について

## 1 指定した事業所の変更届

## (1) 提出資料

「変更届出に係る提出書類一覧」

(参考様式等は「ケア倶楽部」でダウンロード可能)

## (2) 提出期限

変更のあった日から10日以内

## 2 届出先(変更届等)

届出の提出先は、以下のようになっていますので、御注意ください。

		指定(更新)申請	変更届
介護 保 険	通所介護	東京都	東京都
	地域密着型通所介護 ( 1 )	墨田区	墨田区
	予防通所介護( 2 )	東京都	東京都
総 合 事 業	平成27年3月31日時点 で介護予防通所介護の指 定を受けていた事業所	みなし指定 (平成30年3月31日まで)	墨田区 ( 3 )
	平成27年4月1日以降開 設した介護予防通所介護 で、「現行相当」サービ スを実施の事業所( 3 )	墨田区	墨田区
	平成29年4月1日以降開 設予定の総合事業「通所 型サービスA」(緩和した 基準によるサービス)を 実施予定の事業所( 3 )	墨田区	墨田区

- 1 原則、墨田区の被保険者に限る。他区市町村の指定(みなし指定)を受けた場合には、変更届・指定更新申請等が必要になります。各保険者へご確認ください。
- 2 平成30年3月31日まで。
- 3 他区の被保険者(利用者)を新規に受け入れる際には、各保険者への指定申請が必要になります(みなし指定を除く)。指定を受けた後は、必要に応じて、変更届・指定更新申請等が必要になります。各保険者へご確認ください。  
届出書類の事業所保管用が必要な方は、届出書のコピーと返信用封(切手貼付)を同封して送付してください。

### 3 事故報告の取扱い

「墨田区介護予防・日常生活支援総合事業における事故発生時の報告に関する要綱」(参考資料1)に基づき報告が必要です。

### 4 提出・問合せ先

〒130-8640

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区役所 介護保険課 給付・事業者指導担当

電話 03-5608-6544 (直通)